

# 後期高齢者医療制度

## 後期高齢者医療制度の対象

被保険者	加入日
①75歳以上のかた	75歳の誕生日
②65～74歳で次のいずれかに該当するかた(要申請) ・身体障害者手帳1～3級のかた ・身体障害者手帳4級のうち音声言語機能障害、両下肢全指欠損、1下肢2分の1以上欠損、1下肢機能の著しい障害があるかた ・療育手帳A(重度)のかた ・精神障害者保健福祉手帳1・2級のかた ・障害基礎年金1・2級を受給しているかた	申請日 ※ただし、65歳の誕生日前に申請した場合は、65歳の誕生日

被保険者には、後期高齢者医療被保険者証を交付します。以前加入していた国民健康保険や社会保険などの被保険者証は使用できません。

### ●後期高齢者医療制度に加入した場合の扶養家族の保険

会社員・公務員・船員とその扶養家族を対象とする社会保険(被用者保険)の被保険者本人が後期高齢者医療制度に加入すると、同時に75歳未満の扶養家族のかたも被用者保険の資格を失います。この場合、75歳未満の扶養家族のかたは新たに国民健康保険などへの加入が必要です。

## 新しい被保険者証と保険料

8月から「後期高齢者医療被保険者証」が変わります。

被保険者証をお持ちのかたには、7月下旬までに新しい被保険者証(オレンジ色)を送付します。有効期限は来年7月31日までの1年間で、新しい被保険者証は届いた日から使用できます。新しく被保険者になったかたには被保険者証を随時送付します。

### ●今年度の保険料と保険料率

被保険者のかたへ7月中に「保険料額決定通知書及び納入通知書」を送付します。5月以降に被保険者になったかたは、加入月分から月割で保険料を納めてください。

保険料の年額は、均等割額と所得割額の合計(限度額62万円)になります。今年度の保険料は、均等割額が被保険者一人あたり5万1,491円、所得割額の保険料率は、9.90%です。

### ●均等割額の軽減(下表参照)※保険料年額は軽減後

保険料軽減特例の見直しにより、世帯の所得の状況に応じて実施されてきた保険料均等割額の軽減措置は、下表のとおり段階的に変更となります。

所得の判定区分	均等割の軽減割合			今年度の保険料年額
	今年度	令和2年度	令和3年度	
世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが33万円を超えないとき 【平成30年度の8.5割軽減区分】	8.5割	7.75割	7割	7,723円
うち、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他所得がないとき 【平成30年度の9割軽減区分】	8割	7割		10,298円
世帯の総所得金額などが33万円+28万円×被保険者数を超えないとき	5割	5割		25,745円
世帯の総所得金額などが33万円+51万円×被保険者数を超えないとき	2割	2割		41,192円

### ●健康保険などの被扶養者だったかたの保険料

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者だったかたは、当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

ただし、均等割額の8割または8.5割軽減に該当するかたは、それぞれの軽減後の保険料年額になります。

### 《申請・問合せ先》

高齢介護課 Eメールkoreikaigo@city.kaizuka.lg.jp  
被保険者証・保険料と納付方法・口座振替の申込  
☎072-433-7042  
高額療養費・限度証と減額証☎072-433-7040  
大阪府後期高齢者医療広域連合☎06-4790-2028



## 医療費が高額になったとき

1カ月ごとの上限額(下表参照)を超えて支払った場合は、超えた額を高額療養費として払戻します。高額療養費には、入院時の食事代や保険診療外(オムツ代や個室代など)は含みません。

払戻しがあるときは、診療月から約3カ月後に、大阪府後期高齢者医療広域連合から通知が届きます。

所得区分	自己負担上限額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (年間で4回目以降は140,100円)
	Ⅱ課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (年間で4回目以降は93,000円)
	Ⅰ課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (年間で4回目以降は44,400円)
1割負担	住民税課税世帯(一般)	18,000円 (年間144,000円上限)
	住民税非課税世帯	57,600円 (年間で4回目以降は44,400円)
	住民税非課税世帯のうち、世帯全員が年金収入80万円以下・その他所得も0円の世帯	24,600円  15,000円

### ～医療機関での窓口負担を軽減します～

#### ●3割負担のかた

医療機関窓口で提示すると、医療費の負担が軽減される「後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)」を、申請により交付します。

対象 上記表の所得区分がⅠ課税所得、Ⅱ課税所得に該当するかた  
持物 被保険者証・印鑑

#### ●1割負担のかた

医療機関窓口で提示すると、医療費や入院時の食事代の負担が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)」を、申請により交付します。

対象 住民税非課税世帯に属する被保険者  
持物 被保険者証・印鑑  
※現在、交付している限度証および減額証の有効期間は7月31日までです。引続き該当するかたには、7月下旬に新しい限度証および減額証を送付します。

#### ●保険料の納付は口座振替をご利用ください

保険料を口座振替で納付できます。国民健康保険料を口座振替で納付していたかたも新たに手続きが必要です。詳しくはお問合せください。

申込方法 被保険者証・預金通帳・通帳の届印を持参して、取扱金融機関または高齢介護課へ

取扱金融機関 ゆうちょ銀行・三井住友銀行・紀陽銀行・池田泉州銀行・りそな銀行・大阪信用金庫・大阪泉州農業協同組合・三菱UFJ銀行・近畿労働金庫・関西みらい銀行